

附編2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

《目 次》

第1節 総則	159
第1 推進計画の目的	159
第2 定義	160
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	160
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	160
第4節 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助	160
第5節 関係者との連携協力の確保	160
第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	161
第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	161
第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	161
第3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等	161
第4 町のとるべき措置	162
第7節 防災訓練に関する事項	162
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	162
第9節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画	163

第1節 総則

第1 推進計画の目的

1. 推進計画の目的

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、本町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域である「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、同法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることとする。

なお、この章に記載のない事項は、総則編、地震・津波災害対策編第2章災害予防計画及び第3章災害応急対策計画に準ずるものとする。

2. 地震の想定

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した場合、町内の最大震度は3以下と予測されている。また、地震発生から最短で79分後に津波（高さ1m）が到達し、最大津波高は4m、南白亀川の下流右岸側を中心に浸水すると予測されている。



（日本海溝・千島海溝地震津波浸水想定（千島海溝モデル、ちば情報マップより））

第2 定義

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でMw7.0以上の中規模の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

総則編「第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町、県及び防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、附編1「第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」に準じ、地震防災上緊急に整備すべき施設等の計画的な整備を推進する。

第4節 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助

附編1「第4節 津波からの防護、円滑な避難確保及び迅速な救助」に準ずる。

第5節 関係者との連携協力の確保

附編1「第3節 関係者との連携協力の確保」に準ずる。

第6節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

項目	担当
第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	総務班
第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	総務班
第3 災害応急対応を取るべき地域及び期間等	一
第4 町の取るべき措置	総務班

第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

- (1) 町（総務班）は、後発地震への注意を促す情報等を、勤務時間内・外に関わらず、確実に伝達する。その方法は、地震・津波災害対策編 第3章 第3節「第1 地震・津波情報等の伝達」に準ずる。
- (2) 町（総務班）は、住民、防災関係機関等に対し、後発地震への注意を促す情報等を正確かつ広範に伝達する。その方法は、地震・津波災害対策編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」に準ずる。
- その際、多重、多様な手段を活用し、短時間で正確かつ広範に伝達する。また、地域住民等には、とるべき具体的行動をあわせて示す。
- (3) 町（総務班）は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に情報収集体制をとるものとし、その体制は、地震・津波災害対策編 第3章 第1節「第1 町職員の非常配備」に準ずる。
- (4) 町（総務班）は、後発地震への注意を促す情報について、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達する。その際、住民等が正確に理解できる平明な表現を行い、反復継続して行う。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

町（総務班）は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、住民等に密接に関係する事項（後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等）を周知する。

その体制、方法は、地震・津波災害対策編 第3章 第3節「第4 災害広報・報道対応」に準ずる。

第3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

白子町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴い、防災対応をとるべき地域※¹である。町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間※²、後発地震に注意する措置をとる。

※¹内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」で推計された震度分布及び津波高において、震度6弱以上の揺れ又は津波高3m以上の津波が想定される地域

第4 町のとるべき措置

町が、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合にとるべき措置は、附編1 第5節 第3「(4) 町のとるべき措置」に準ずる。

第7節 防災訓練に関する事項

附編1 「第7節 防災訓練計画」に準ずる。

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

項目	担当
一	総務課、各防災関係機関

町（総務課）及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。

防災教育及び広報の内容は、地震・津波編 第2章 第2節「第1 津波広報、教育、訓練計画」に準ずる。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報に関する次の教育、広報を行う。

1. 町及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識

第9節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

項目	担当
一	総務課、関係事業者

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成し、町及び県に届け出を行う。

- 1. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- 2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項
 - (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達等
 - (2) 災害応急対策をとるべき期間等
 - (3) 関係機関のとるべき措置
- 3. 防災訓練に関する事項
- 4. 地震防災上必要な教育及び広報

作成義務が生じていない事業者も、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。その他本節に記載のない事項は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画による。

